

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年5月1日（平成29年（行情）諮問第171号ないし同第173号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第215号ないし同第217号）

事件名：性的マイノリティの定義が記載されている文書等（特定課が管理するもの）の不開示決定（不存在）に関する件  
性的マイノリティ本人（団体）の主張が記載されている文書（特定課が管理するもの）の不開示決定（不存在）に関する件  
性的マイノリティの団体への照会文書及び回答文書（特定課に対する開示請求）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年2月23日付け28受文科初第2491号、同日付け28受文科初第2492号及び同日付け28受文科初第2540号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

##### （2）審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求に係る対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）に掲げる文書についてなされたものである。

本請求に係る文書は保有しておらず、作成していないため、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ、審査請求人から、以下の

理由により、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、文部科学省初等中等教育局特定課（以下「特定課」という。）では、上述のとおり文書を保有・作成していないため、該当する行政文書が存在しないことが明らかとなった。

その後、念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

<本開示請求経緯>

平成29年1月23日 開示請求受付

平成29年2月23日 不開示決定

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 平成29年5月1日 諮問の受理（諮問第171号ないし同第173号）

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③ 同年8月7日 審議（同上）

④ 同年9月4日 諮問第171号ないし同第173号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 特定課は、性的マイノリティに関する事務を所掌しておらず、別紙

に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）を作成又は取得していない。

イ 念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において文部科学省の組織令、組織規則等を基に特定課における事務分掌を確認したところ、特定課では、性的マイノリティに関する事務を所掌しておらず、このため本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、特定課において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書1 性的マイノリティの定義が記載されている文書，人権の定義が記載されている文書（特定課が管理するもの）
- 文書2 性的マイノリティ本人（団体）の主張が記載されている文書（特定課が管理するもの）
- 文書3 性的マイノリティの団体への照会文書及び回答文書（特定課が管理するもの）